

令和6年12月6日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市まちづくり基本条例検証委員会

委員長 水田洋司

古賀市まちづくり基本条例の検証結果について（答申）

令和6年5月16日付6古ま推発第94号にて本委員会に諮問を受けました標記の件につきまして、審議を行った結果を別添「提言書」として答申いたします。

古賀市まちづくり基本条例の  
検証に関する提言書

令和6年12月6日

古賀市まちづくり基本条例検証委員会

## 1. 古賀市まちづくり基本条例の検証にあたって

古賀市では、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちをつくり、未来に残していくために、市民等・議会・行政をまちづくりの担い手とした自治を実現するため、古賀市自治の最高規範として平成29年6月30日に「古賀市まちづくり基本条例」が施行されています。

古賀市まちづくり基本条例第17条では本条例の推進・検証を行うため古賀市まちづくり基本条例検証委員会を置くこととし、第18条では本条例の施行から4年を超えない期間ごとに検証を加えることとされており。

多くの自治体が人口減少、少子・高齢化、超高齢社会の到来などの急速な人口構成の変化に直面しており、古賀市においても、今後さらに厳しくなる社会情勢の中で自治体運営を行う必要があります。

古賀市まちづくり基本条例検証委員会は、条例策定時の考え方や現状の課題を踏まえ、本条例の各規定について検討を行うとともに、市民の実情を調査し、市の施策や制度が条例の趣旨に従って整備、運用されているかについて検証を行いましたので、次のとおり提言いたします。

## 2. 検証結果について

古賀市では、令和4年3月に策定された第5次古賀市総合計画をはじめとする各種計画に基づき、さまざまな事業や取り組みが展開されています。

特に第5次古賀市総合計画は「ひと育つ こが育つ」をキャッチコピーとし、「まちづくりは、行政だけでなく、ここに暮らす、働く、生きる皆さまとともに進めていくもの」と明記し、基本目標ごとの政策・施策が「すべての人が」ではじまるタイトルになっているなど、市民参画の推進やコミュニティ活動の推進等についての取り組み方針が示されています。

本委員会において上記の方針のほか、「まちづくり基本条例検証に係る市民アンケート結果」、「まちづくり基本条例検証に係る市民ワークショップ報告書」、「まちづくり基本条例の基本的事項に係る4年前との比較」等の資料をもとに検討した結果、現時点においては「条文の改正は不要」との結論に至りました。

なお、本条例をより実効性のあるものとするため、運用面について必要な施策等を推進し、市民等・議会・行政がそれぞれの役割を担ったまちづくりの実現に向けた市政運営を引き続き積極的に取り組まれることを期待します。

### 3. 施策の運用について

#### (1)古賀市まちづくり基本条例の普及啓発

第1条において規定されている条例の目的である「市民等、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携し、市民が住み続けたいといえるまちの実現」を継続していくため、条例の趣旨を広く市民等・議会・行政に知らせることが必要です。今回の検証において、条例の存在や趣旨をよく理解しているとはいいがたい状況であることが判明しました。対策として次の三点を提案します。

- ①現在のリーフレットをリニューアルし、さまざまな機会を通じて配布するなど条例の存在はもとより、理解が深まるよう普及啓発に努めてください。
- ②市民等・議会・行政それぞれの特性に応じた手法を用いて、効果的な普及啓発に継続的に取り組んでください。
- ③行政職員を対象として、本条例の理解を深め、施策に生かすための研修に取り組んでください。また、同様に各種団体（区長会、隣組長会等）の会合等を活用して本条例の趣旨が広範に伝わるよう普及啓発に取り組んでください。

#### (2)情報共有

情報発信については、まちづくりに関する情報を分かりやすく、すべての市民等に提供する工夫が必要であり、広報紙、リーフレット、ホームページ、SNS等、ターゲットに応じて手法を選択し、継続的かつ効果的な情報発信に努めてください。

#### (3)参画と共働

市民等・議会・行政がそれぞれの役割を担って積極的に参加し、共働によるまちづくりが重要であるという条例の趣旨を市民等へ周知し、それぞれの権利としてまちづくりに参画できることを知ってもらうことや、まちづくりに関わることのできる多様な参画機会を保障するなど、環境の整備に引き続き努めてください。

#### (4)条例の推進・検証

ニーズを的確に把握し、社会経済情勢等との乖離が生じないようにするためには、市民等の声を聞く機会の充実が必要なため、令和6年度に実施した市民アンケートや市民ワークショップ等の手法を検証年度ごとに実施し、条例の検証材料に活用してください。

また、取り組みの成果を継続的にモニタリングできるよう、市民等が参画した機会ごとにアンケート調査を行い分析するなど、本条例の効果検証ができる指標の開発に努めてください。

#### 4. 検証委員会の開催状況

| 年 月 日         | 内 容   |
|---------------|---|
| 令和6年 5月16日(木) | 第1回古賀市まちづくり基本条例検証委員会<br>・まちづくり基本条例の検証作業<br>・市民アンケートの作成  |
| 令和6年 7月25日(木) | 第2回古賀市まちづくり基本条例検証委員会<br>・まちづくり基本条例の検証作業<br>・令和5年度の市民参画状況の確認   |
| 令和6年10月16日(水) | 第3回古賀市まちづくり基本条例検証委員会<br>・市民アンケート結果の検証作業<br>・市民ワークショップ結果の検証作業<br>・令和2年度からの市民参画状況の検証作業<br>・まちづくり基本条例検証方針の決定 |
| 令和6年11月 5日(火) | 第4回古賀市まちづくり基本条例検証委員会<br>・見直しに関する提言書(案)の作成協議   |
| 令和6年12月 6日(金) | 第5回古賀市まちづくり基本条例検証委員会<br>・検証に係る答申書及び提言書の提出   |

#### 5. 検証委員名簿

| 氏 名   | 備 考  |
|-------|------|
| 水田 洋司 | 委員長  |
| 田北 雅裕 | 副委員長 |
| 柴田 邦江 |      |
| 照屋 博行 |      |
| 内藤 純  |      |
| 永嶋 恵美 |      |